

平成23年11月22日
消費者庁

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件
(うちガスふろがま用バーナー(LPガス用)1件、
屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
(うち電気マット1件、電気ストーブ(パネルヒーター)1件、照明器具1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7件
(うち化粧筆2件、照明器具1件、折りたたみ自転車1件、
介護ベッド用手すり1件、エアゾール缶(冷却剤)1件、電気ストーブ1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号A200900895及びA201000242を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当)

担 当 : 中嶋、榎本、小熊

電 話 : 03-3507-9204 (直通)

F A X : 03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100595	平成23年11月10日	平成23年11月18日	ガスふろがま用 バーナー(LPガス用)	TA-205UFA	株式会社世田谷製作所	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	茨城県	
A201100597	平成23年11月10日	平成23年11月18日	屋外式(RF式)ガス 瞬間湯沸器(LPガス用)	TP-SQ160DR-1	高木産業株式会社 (現 パーパス株式会社)	火災	当該製品から発煙し、当該製品が焼損、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	栃木県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A200900895	平成21年12月18日	平成22年1月19日	電気マット	ナノ遠赤120	アース・エコ・クラブ	火災	外出から帰宅したところ、当該製品から異臭と発煙が生じており、当該製品及び周辺を焼損した。 事故原因は、当該製品の取扱説明書に「就寝中は製品を布団の外に出す」等の記載がなかったことから、布団の中で長時間使用したため、ヒーターが異常発熱し、出火に至ったものと考えられる。 なお、事業者は、事故発生後、当該製品全品について、回収を完了している。	静岡県	平成22年1月22日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201000242	平成22年6月16日	平成22年6月22日	電気ストーブ(パネルヒーター)	PHA-1200	象印マホービン株式会社	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故原因は、長期使用(約37年)により、電源コードの芯線が半断線となり、スパークが生じて、出火に至ったものと考えられる。	石川県	製造から35年以上経過した製品 平成22年6月25日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100590	平成23年8月23日	平成23年11月17日	照明器具	QCW-62202C	日本電気ホームエレクトロニクス株式会社 (現 NECライティング株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が事故を認識したのは、11月7日 平成23年9月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100587	平成23年9月21日	平成23年11月17日	化粧筆	重傷1名	当該製品を使用後、顔に発疹が生じた。当該製品との因果関係を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が事故を認識したのは、10月27日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意 A201100588とは被害者は別の事故
A201100588	平成23年9月21日	平成23年11月17日	化粧筆	重傷1名	当該製品を使用後、顔に発疹が生じた。当該製品との因果関係を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が事故を認識したのは、10月27日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意 A201100587とは被害者は別の事故
A201100589	平成23年4月	平成23年11月17日	照明器具	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	秋田県	事業者が事故を認識したのは、11月7日 平成23年5月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201100591	平成23年10月19日	平成23年11月17日	折りたたみ自転車	重傷1名	当該製品で走行中、当該製品の折りたたみフレーム接続部が破損し、転倒、負傷した。現在、原因を調査中。	埼玉県	
A201100592	平成23年4月6日	平成23年11月17日	介護ベッド用手すり	死亡1名	当該製品を片側のベッドサイドに2本設置して使用していたところ、使用者（60歳代）が、2本設置したすき間に首が乗った状態で発見され、死亡が確認された。当該製品との因果関係を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が事故を認識したのは、11月7日
A201100593	平成23年4月22日	平成23年11月17日	エアゾール缶（冷却剤）	重傷1名	当該製品を使用中、発火して1名が火傷を負った。静電気が当該製品のガスに引火した可能性を含め、現在、原因を調査中。	新潟県	事業者が事故を認識したのは、7月29日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100594	平成23年1月21日	平成23年11月18日	電気ストーブ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が事故を認識したのは、11月16日 平成23年3月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件無し

電気ストーブ（パネルヒーター）（管理番号：A201000242）



照明器具（管理番号：A201100590）

